

令和 8 年 第 3 回 定例会

請 願 調 査 一 覧 表

総務企画委員会

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 住 所 氏 名	紹介議員氏名	調 査 結 果																				
8 年 第 4 号	8. 9. 1	消費税率５％以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める意見書採択に関する請願 〔請願項目〕 １，以下の事項を求める意見書を採択し、国に提出すること ① 消費税率を５％以下へ引き下げること ② インボイス制度を廃止すること 〔請願趣旨〕 2026（令和８）年２月に行われた衆院選で多くの党が「消費税減税」を公約に掲げたことを受け、政府は飲食料品の消費税率を2027（令和９）年度から２年間１％への引き下げを検討している。 しかし、飲食料品に対象を絞り２年間のみとする減税案では、次のような問題がある。①物価引き下げ効果が限定的で不十分、②飲食店などの業種は逆に消費税の納税額が増える、③特定品目に限定した税率変更は業界間の不公平を生み分断を広げる、④２年後に８％に戻せば、過去の増税時と同様、日本経済に大きな打撃となる。 対象品目を限定するのではなく一律５％に減税して単一税率になれば、消費税申告の計算がしやすくなり事務負担が軽減される。また、インボイス（適格請求書）制度があることで、小規模事業者やフリーランスは消費税免税制度の適用をあきらめて課税事業者となるか消費税分の値引きや取引中止の可能性を受け入れてインボイスの登録を行わずにいるか選択を迫られることになる。消費税が単一の税率になればインボイス制度は不要となり、小規模事業者やフリーランスの経営支援にもなる。 消費税減税の財源が問題になるが、応能負担、生活費非課税という民主的な税制の在り方を含め、議論することこそが国会の責務である。一部の政党しか参加しない「国民会議」ではなく、国民から負託を受けた議員が参加できる国会の場で議論すべきである。 以上の趣旨を十分にご理解頂き、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関に意見書を提出して頂きたく請願する。	茨城県水戸市見川５丁目127-281 茨城県商工団体連合会 会長 鷹のはし（礪） 信一 外37名 ２団体	江 尻 加 那 う の の ぶ こ	＜消費税の制度について＞ １ 消費税の概要 ・消費税は、商品の購入やサービスの購入時に課税されるもの。 ・平成元年4月の導入以来、社会保障費の財源確保などを目的として段階的に引き上げられ、現在の税率は１０％（酒類・外食を除く飲食料品、週２回以上発行の新聞は８％） ・平成26年4月以降の税率引上げ分は、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費その他社会保障施策に要する経費に充てられる。 （税率の推移） <table><tr><td></td><td>平元. 4 ～</td><td>平 9. 4 ～平 26. 3</td><td>平 26. 4 ～令和. 9</td><td>令和. 10～</td></tr><tr><td>税率</td><td>３％</td><td>５％</td><td>８％</td><td>１０％ （８％）</td></tr><tr><td>うち従来分 （一般財源分）</td><td>－</td><td>－</td><td>５％</td><td>５％</td></tr><tr><td>うち引上げ分 （社会保障財源分）</td><td>－</td><td>－</td><td>３％</td><td>５％ （３％）</td></tr></table> ※（ ）は軽減税率 ２ 飲食料品の消費税率を１％に引き下げることにについて ・令和8年8月5日の臨時閣議において、現在軽減税率の対象（８％）となっている飲食料品の消費税率を、令和9年4月1日から2年間に限り「1％」へ引き下げる基本方針を閣議決定した。 ＜消費税のインボイス制度について＞ １ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要 ・インボイス制度は、複数税率下において消費税の適正な課税を確保する観点から導入された仕入税額控除の方式をいい、令和5年10月1日から実施された。 ・免税事業者（課税売上高1,000万円以下）でも、インボイス発行事業者を選択した場合は、課税事業者となる。 ・インボイス発行事業者以外の者から行う課税仕入れについては、原則として仕入税額控除制度の適用が認められない。 ２ 経過措置の概要 （１）特例について ・インボイス制度を機に、免税事業者でもインボイス発行事業者を選択した方の負担軽減を図るため、令和8年9月30日まで売上税額の8割を仕入税額とみなすことができる（いわゆる2割特例） 納付税額＝売上税額－特別控除税額（売上税額の８割） ⇒売上税額の２割		平元. 4 ～	平 9. 4 ～平 26. 3	平 26. 4 ～令和. 9	令和. 10～	税率	３％	５％	８％	１０％ （８％）	うち従来分 （一般財源分）	－	－	５％	５％	うち引上げ分 （社会保障財源分）	－	－	３％	５％ （３％）
	平元. 4 ～	平 9. 4 ～平 26. 3	平 26. 4 ～令和. 9	令和. 10～																					
税率	３％	５％	８％	１０％ （８％）																					
うち従来分 （一般財源分）	－	－	５％	５％																					
うち引上げ分 （社会保障財源分）	－	－	３％	５％ （３％）																					

[illegible]